

BWMS コードに関する事項

改正規則等

バラスト水管理設備規則
バラスト水管理設備規則検査要領

改正事項

BWMS コードに関する事項

改正理由

船舶へ搭載される有害水バラスト処理設備は、「有害水バラスト処理設備承認のためのガイドライン（G8）」を考慮して主管庁からの承認を得ることが規定されている。しかしながら、バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（バラスト水管理条約）上では強制要件とはなっておらず、強制化の必要性が提案されていた。

最終的に、2018 年 5 月に開催された IMO 第 72 回海洋環境保護委員会（MEPC72）において、当該ガイドラインを「BWMS コード」とする改正が IMO 決議 MEPC.300(72)として採択された。合わせて当該コードを強制化するため、バラスト水管理条約付属書内の定義（A-1 規則）及び有害水バラスト処理設備の承認要件（D-3 規則）の改正が IMO 決議 MEPC.296(72)として採択された。

このため、IMO 決議 MEPC.300(72)及び IMO 決議 MEPC.296(72)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 「BWMS コード」の定義を規定した。
- (2) 2020 年 10 月 28 日以降及び 2020 年 10 月 28 日より前に搭載する有害水バラスト処理設備の承認要件を改めた。

改正条項

バラスト水管理設備規則 1 編 2.1.1
バラスト水管理設備規則 2 編 2.1.3, 2.1.5
バラスト水管理設備規則 3 編 3.3, 3.4
バラスト水管理設備規則検査要領 3 編 1.1.1, 2.2, 3.3, 3.4